

定 款

一般社団法人 千葉県トラック協会

千葉県美浜区新港 2 1 2 番地の 1 0
電 話 0 4 3 (2 4 7) 1 1 3 1

一般社団法人千葉県トラック協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下、「本協会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進して、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- (2) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
- (3) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (4) 適性診断に関する事業
- (5) 交通安全・事故防止対策に関する事業
- (6) 環境対策に関する事業
- (7) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (8) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙
- (9) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (10) 貨物自動車運送事業者の発展に寄与する研究会、講習会、講演会等の開催
- (11) 貨物自動車運送事業者の経営革新及び経営基盤強化の支援に関する事項
- (12) 法令及び税制に関する調査、研究
- (13) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令の施行の措置に対する協力
- (14) 道路運送に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (15) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者及び事業者団体
- (2) 貨物利用運送事業の許可または登録を受けた者で、千葉県内に営業所を有するもの
- (3) 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で、総会において推挙した者

(会員の種別)

第 6 条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 名誉会員 本協会に功勞のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第 7 条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書

により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会がその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（一人に限る。以下「指定代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費の負担)

第 8 条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 本協会の運営上特に必要と認めたときは、総会の議決を経て正会員から臨時会費を徴収することができる。
- 3 既納の会費は返還しないものとする。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき
 - (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名した時は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 退会したとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 当該会員が死亡し事業を相続しなかったとき、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき、並びに貨物自動車運送事業を廃止したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は署名をしなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 20 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 37 名以上 42 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 24 条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第 26 条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第 27 条** 本協会に3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱又は解職する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

- 第 28 条** 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条** 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第 30 条** 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め定めた理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 31 条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故の

あるときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般法人法)第 96 条(理事会の決議の省略)に基づき、決議の目的である事項について理事全員が書面、又は、電磁的記録(FAX 等を含む)により同意した場合は、当該提案を可決する旨の理事会決議(みなし決議)があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前条 2 項によりみなし決議が行われた場合については、議事録にその旨を記載する。

第 7 章 正副会長会

(正副会長会)

第 34 条 本協会に、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。
- 3 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 正副会長会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第 35 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第41条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は西郷隆好、副会長は角田正一、大里忠弘、中村隆則、柳澤隆善、池田和彦、岡本茂、専務理事は西川茂雄、常務理事は高安茂とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- この定款の一部変更は、平成25年6月13日から施行する。
- この定款の一部変更は、平成29年6月08日から施行する。
- この定款の一部変更は、令和03年6月17日から施行する。(みなし決議)
- この定款の一部変更は、令和08年6月18日から施行する。